

この税金は、県の行政に必要な経費を広く県民の皆さんに負担していただくためのものです。
個人県民税と個人市町村民税を合わせて一般に **住民税** とよばれています。



納める人

個人県民税には**均等割**と**所得割**があり、県内に住所のある個人などが納めます。

区 分	均等割	所得割
その年の1月1日現在で県内に住所のある個人	○	○
その年の1月1日現在で県内に事務所、事業所、家屋敷を持っている個人でその市町村に住所を有しない方	○	—

○は納税義務があることを表します。



非課税

次のいずれかに該当する場合には、課税されません。

所得割と均等割とも非課税	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護法による生活扶助を受けている方 障害者・未成年者・ひとり親・寡婦で前年中の合計所得金額が135万円以下の方 前年中の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の方
所得割のみ非課税	<ul style="list-style-type: none"> 前年中の総所得金額等が次の算式で計算した金額以下の方 <ul style="list-style-type: none"> 同一生計配偶者又は扶養親族を有しない方 45万円 同一生計配偶者又は扶養親族を有する方 $35万円 \times (\text{同一生計配偶者} \cdot \text{扶養親族の数} + 1) + 42万円$



申告

前年1年間の所得について、3月15日までに、その年の1月1日現在の住所地の市町村役場へ、個人の市町村民税と合わせて申告します。ただし、給与所得や公的年金所得だけの方や、前年中に所得のなかった方などは申告の必要はありません。

なお、所得税の確定申告書を提出した方は、住民税の申告書の提出は必要ありません。この場合には、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄の該当事項を必ず記載してください。



納税

1 給与所得者（特別徴収）

6月から翌年5月までの12回に分けて給与の支払者が毎月の給料から差し引いて納めます。

給与を支払う際に所得税の源泉徴収をしている給与支払者は、個人住民税（市町村民税+県民税）についても特別徴収の義務があります。（地方税法第321条の4）※詳細については65、66ページをご覧ください。

2 公的年金所得者（特別徴収）

4月、6月、8月、10月、12月及び翌年の2月に支給される年金から差し引いて、年金支払者が納めます。

※ 4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得にかかる住民税を納める義務がある方が対象です。

3 上記1及び2以外の所得者（普通徴収）

市町村から送られる納税通知書によって通常6月、8月、10月及び翌年1月の4回に分けて納めます。



納める額

〈均等割〉

所得金額にかかわらず定額で課税されます。

税率(年額)	2,500円
--------	--------

- ※ 森林湖沼環境税分1,000円を含みます。
森林湖沼環境税については、63ページをご覧ください。
- ※ 東日本大震災に係る地方税の臨時特例措置分500円を含みます。(注)

(注)東日本大震災に係る地方税の臨時特例措置

東日本大震災からの復旧・復興事業に必要な財源を確保するため、平成26年度から令和5年度までの10年間、個人住民税の均等割税率に1,000円(県民税500円、市町村民税500円)が加算されます。

(参考) 個人市町村民税の均等割

税率(年額)	3,500円
--------	--------

- ※ 東日本大震災に係る地方税の臨時特例措置分500円を含みます。(注)

〈所得割〉

前年中の所得に対して課税されます。

$$\text{納付税額} = \frac{\text{課税総所得金額}}{\text{前年中の総所得金額} - \text{所得控除}} \times 1 \times \text{税率} \times 2 - \text{税額控除額}$$

※1 課税総所得金額とは？

所得の種類ごとに、収入金額から必要経費又は法律で定められた一定の控除額(給与所得控除、公的年金等控除など)を控除した金額を「所得金額」といいます(所得金額の合計が「総所得金額」です)。

総所得金額から各種所得控除(9~10ページ参照)を行った金額が、「課税総所得金額」となります。

ただし、土地建物等の譲渡所得、株式等の譲渡所得、退職所得等については、他の所得と区分して、個別にそれぞれ決められた方法で税額を計算します(分離課税)。



※2 税率

税率	4%
----	----

(参考) 個人市町村民税の所得割

税率	6%
----	----

●所得の種類と計算方法

種類	内容	計算方法
利子所得	預貯金、国債などの利子の所得	収入金額
配当所得	株式、出資の配当などの所得	収入金額 - 株式などを取得するための借入金の利子
事業所得	商工業、農業など事業を行っている場合の所得	総収入金額 - 必要経費
不動産所得	土地、建物などを貸している場合の所得	総収入金額 - 必要経費
給与所得	給料、賃金、ボーナスなどの所得	収入金額 - 給与所得控除額
退職所得	退職手当、一時恩給などの所得	(収入金額 - 退職所得控除額) × $\frac{1}{2}$
譲渡所得	土地、建物、ゴルフ会員権などを売った場合の所得	総収入金額 - 売却した資産の取得費・譲渡費用 - 特別控除額
山林所得	山林の立木を売った場合の所得	総収入金額 - 必要経費 - 特別控除額
一時所得	生命保険契約の満期返戻金など一時的な所得	(総収入金額 - 収入を得るために支出した費用 - 特別控除額) × $\frac{1}{2}$
雑所得	恩給、年金などの所得 営業でない貸金の利子など、上記所得にあてはまらない所得	公的年金等収入金額 - 公的年金等控除額 総収入金額 - 必要経費

個人県民税

2 県税のあらまし

●給与所得控除額の計算方法

給与収入の金額（年収）	控 除 額
55万円以下	全額
55万円超162万5千円以下	55万円
162万5千円超180万円以下	給与の収入金額×40%－ 10万円
180万円超360万円以下	給与の収入金額×30%＋ 8万円
360万円超660万円以下	給与の収入金額×20%＋ 44万円
660万円超850万円以下	給与の収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円

（注）実際は、給与収入が660万円未満の場合は、所得税法別表第5により給与所得の金額を求めます。

●公的年金等控除額の計算方法

年齢区分	公的年金等収入の金額（年収）	控 除 額
65歳以上の者	330万円未満	110万円（最低控除額）
	330万円以上410万円未満	収入金額×25%＋27万5千円
	410万円以上770万円未満	収入金額×15%＋68万5千円
	770万円以上1,000万円未満	収入金額×5%＋145万5千円
	1,000万円以上	195万5千円
65歳未満の者	130万円未満	60万円
	130万円以上410万円未満	収入金額×25%＋27万5千円
	410万円以上770万円未満	収入金額×15%＋68万5千円
	770万円以上1,000万円未満	収入金額×5%＋145万5千円
	1,000万円以上	195万5千円

（注1）公的年金等とは、国民年金、厚生年金、共済年金、恩給、適格退職年金、確定拠出年金等をいいます。

（注2）年齢は、前年の12月31日現在の年齢によります。

（注3）公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える場合は控除額を10万円減額します。

（注4）公的年金等以外の所得金額が2,000万円を超える場合は控除額を20万円減額します。

●所得控除

〈人的控除〉

種 類	対 象 者	控 除 額		差 額
		令和5年度 住民税	〔参考〕 令和4年分 所得税	
基礎控除	・ 本人（注1）	43万円	48万円	5万円
配偶者控除	・ 生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が48万円以下である者（控除対象配偶者）（注2）	最高33万円	最高38万円	最高5万円
	・ 70歳以上の控除対象配偶者（注2）	最高38万円	最高48万円 （本人の所得による）	最高10万円
配偶者特別控除	・ 生計を一にする配偶者で、かつ、控除対象配偶者に該当しない年間所得金額が133万円以下の者（注2）	最高33万円 （本人及び配偶者の所得による）	最高38万円 （本人及び配偶者の所得による）	最高5万円
扶養控除	・ 生計を一にする親族等で、かつ、年間所得が48万円以下である者（扶養親族）（注3）	33万円	38万円	5万円
	・ 19歳以上23歳未満の扶養親族（特定扶養親族）	45万円	63万円	18万円
	・ 70歳以上の扶養親族	38万円	48万円	10万円
（同居老親等加算）	・ 70歳以上の扶養親族が本人と同居している場合	+7万円	+10万円	+3万円
障害者控除	・ 本人又はその同一生計配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	26万円	27万円	1万円
	（特別障害者控除） ・ 上記の者が特別障害者である場合	30万円	40万円	10万円
	（同居特別障害者加算） ・ 上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+23万円	+35万円	+12万円
ひとり親控除	・ 現に婚姻をしていない者で、生計を一にする子を有する者（注4）（注5）	30万円	35万円	5万円
寡婦控除	①夫と離婚した後婚姻していない者で、扶養親族を有する者（注4）（注5）	26万円	27万円	1万円
	②夫と死別した後婚姻していない者又は夫の生死が明らかでない者等（注4）（注5）			
勤労学生控除	・ 本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等（注6）	26万円	27万円	1万円

（注1）本人の年間所得が2,400万円以下の場合

（注2）本人の年間所得が1,000万円以下の場合

（注3）16歳未満の扶養控除は廃止

（注4）本人の年間所得が500万円以下の場合

（注5）事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる一定の者がいない者

（注6）本人の年間所得が75万円以下、かつ給与所得等以外が10万円以下の場合

〈その他の所得控除〉

種 類	控 除 額																					
	令和5年度住民税	(参考) 令和4年分所得税																				
雑損控除	次のいずれか多い方の金額 ①(令和4年中の損失額－保険等により補てんされた金額)－(総所得金額等×10%) ②令和4年中の災害関連支出の金額－5万円	次のいずれか多い方の金額 ①(令和4年中の損失額－保険等により補てんされた金額)－(総所得金額等×10%) ②令和4年中の災害関連支出の金額－5万円																				
医療費控除 (A又はBの選択適用)	A (令和4年中の医療費－保険等により補填された金額)－(総所得金額等×5%又は10万円のいずれか低い方の金額) 最高200万円	(令和4年中の医療費－保険等により補填された金額)－(総所得金額等×5%又は10万円のいずれか低い方の金額) 最高200万円																				
	B (令和4年中の特定一般用医薬品等購入費の額－保険等により補填された金額)－1万2千円 最高8万8千円	(令和4年中の特定一般用医薬品等購入費の額－保険等により補填された金額)－1万2千円 最高8万8千円																				
社会保険料控除	令和4年中に支払った金額	令和4年中に支払った金額																				
小規模企業共済等掛金控除	令和4年中に支払った金額	令和4年中に支払った金額																				
生命保険料控除	①新生命保険料、②介護医療保険料又は③新個人年金保険料(平成24年1月1日以降に契約締結したもの(新契約)) ①から③それぞれで控除 <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和4年中に支払った金額</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払った金額</td> </tr> <tr> <td>12,000円を超え、32,000円以下の場合</td> <td>支払った金額×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円を超え、56,000円以下の場合</td> <td>支払った金額×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円を超える場合</td> <td>一律28,000円</td> </tr> </tbody> </table>	令和4年中に支払った金額	控 除 額	12,000円以下	支払った金額	12,000円を超え、32,000円以下の場合	支払った金額×1/2+6,000円	32,000円を超え、56,000円以下の場合	支払った金額×1/4+14,000円	56,000円を超える場合	一律28,000円	①新生命保険料、②介護医療保険料又は③新個人年金保険料(平成24年1月1日以降に契約締結したもの(新契約)) ①から③それぞれで控除 <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和4年中に支払った金額</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20,000円以下</td> <td>支払った金額</td> </tr> <tr> <td>20,000円を超え、40,000円以下の場合</td> <td>支払った金額×1/2+10,000円</td> </tr> <tr> <td>40,000円を超え、80,000円以下の場合</td> <td>支払った金額×1/4+20,000円</td> </tr> <tr> <td>80,000円を超える場合</td> <td>一律40,000円</td> </tr> </tbody> </table>	令和4年中に支払った金額	控 除 額	20,000円以下	支払った金額	20,000円を超え、40,000円以下の場合	支払った金額×1/2+10,000円	40,000円を超え、80,000円以下の場合	支払った金額×1/4+20,000円	80,000円を超える場合	一律40,000円
	令和4年中に支払った金額	控 除 額																				
12,000円以下	支払った金額																					
12,000円を超え、32,000円以下の場合	支払った金額×1/2+6,000円																					
32,000円を超え、56,000円以下の場合	支払った金額×1/4+14,000円																					
56,000円を超える場合	一律28,000円																					
令和4年中に支払った金額	控 除 額																					
20,000円以下	支払った金額																					
20,000円を超え、40,000円以下の場合	支払った金額×1/2+10,000円																					
40,000円を超え、80,000円以下の場合	支払った金額×1/4+20,000円																					
80,000円を超える場合	一律40,000円																					
④旧生命保険料、⑤旧個人年金保険料(平成23年12月31日以前に契約締結したもの(旧契約)) ④と⑤それぞれで控除 <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和4年中に支払った金額</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払った金額</td> </tr> <tr> <td>15,000円を超え、40,000円以下の場合</td> <td>支払った金額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円を超え、70,000円以下の場合</td> <td>支払った金額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円を超える場合</td> <td>一律35,000円</td> </tr> </tbody> </table> 新旧契約併せて合計控除限度額は70,000円になります。	令和4年中に支払った金額	控 除 額	15,000円以下	支払った金額	15,000円を超え、40,000円以下の場合	支払った金額×1/2+7,500円	40,000円を超え、70,000円以下の場合	支払った金額×1/4+17,500円	70,000円を超える場合	一律35,000円	④旧生命保険料、⑤旧個人年金保険料(平成23年12月31日以前に契約締結したもの(旧契約)) ④と⑤それぞれで控除 <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和4年中に支払った金額</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25,000円以下</td> <td>支払った金額</td> </tr> <tr> <td>25,000円を超え、50,000円以下の場合</td> <td>支払った金額×1/2+12,500円</td> </tr> <tr> <td>50,000円を超え、100,000円以下の場合</td> <td>支払った金額×1/4+25,000円</td> </tr> <tr> <td>100,000円を超える場合</td> <td>一律50,000円</td> </tr> </tbody> </table> 新旧契約併せて合計控除限度額は120,000円になります。	令和4年中に支払った金額	控 除 額	25,000円以下	支払った金額	25,000円を超え、50,000円以下の場合	支払った金額×1/2+12,500円	50,000円を超え、100,000円以下の場合	支払った金額×1/4+25,000円	100,000円を超える場合	一律50,000円	
令和4年中に支払った金額	控 除 額																					
15,000円以下	支払った金額																					
15,000円を超え、40,000円以下の場合	支払った金額×1/2+7,500円																					
40,000円を超え、70,000円以下の場合	支払った金額×1/4+17,500円																					
70,000円を超える場合	一律35,000円																					
令和4年中に支払った金額	控 除 額																					
25,000円以下	支払った金額																					
25,000円を超え、50,000円以下の場合	支払った金額×1/2+12,500円																					
50,000円を超え、100,000円以下の場合	支払った金額×1/4+25,000円																					
100,000円を超える場合	一律50,000円																					
地震保険料控除	①地震保険料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和4年中に支払った金額</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000円以下</td> <td>支払った金額×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,000円を超える場合</td> <td>一律25,000円</td> </tr> </tbody> </table>	令和4年中に支払った金額	控 除 額	50,000円以下	支払った金額×1/2	50,000円を超える場合	一律25,000円	①地震保険料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和4年中に支払った金額</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000円以下</td> <td>支払った金額</td> </tr> <tr> <td>50,000円を超える場合</td> <td>一律50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	令和4年中に支払った金額	控 除 額	50,000円以下	支払った金額	50,000円を超える場合	一律50,000円								
	令和4年中に支払った金額	控 除 額																				
50,000円以下	支払った金額×1/2																					
50,000円を超える場合	一律25,000円																					
令和4年中に支払った金額	控 除 額																					
50,000円以下	支払った金額																					
50,000円を超える場合	一律50,000円																					
②旧長期損害保険料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和4年中に支払った金額</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円以下</td> <td>支払った金額</td> </tr> <tr> <td>5,000円を超え、15,000円以下の場合</td> <td>支払った金額×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円を超える場合</td> <td>一律10,000円</td> </tr> </tbody> </table> 地震保険料、旧長期損害保険料併せて合計控除限度額は25,000円になります。	令和4年中に支払った金額	控 除 額	5,000円以下	支払った金額	5,000円を超え、15,000円以下の場合	支払った金額×1/2+2,500円	15,000円を超える場合	一律10,000円	②旧長期損害保険料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和4年中に支払った金額</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000円以下</td> <td>支払った金額</td> </tr> <tr> <td>10,000円を超え、20,000円以下の場合</td> <td>支払った金額×1/2+5,000円</td> </tr> <tr> <td>20,000円を超える場合</td> <td>一律15,000円</td> </tr> </tbody> </table> 地震保険料、旧長期損害保険料併せて合計控除限度額は50,000円になります。	令和4年中に支払った金額	控 除 額	10,000円以下	支払った金額	10,000円を超え、20,000円以下の場合	支払った金額×1/2+5,000円	20,000円を超える場合	一律15,000円					
令和4年中に支払った金額	控 除 額																					
5,000円以下	支払った金額																					
5,000円を超え、15,000円以下の場合	支払った金額×1/2+2,500円																					
15,000円を超える場合	一律10,000円																					
令和4年中に支払った金額	控 除 額																					
10,000円以下	支払った金額																					
10,000円を超え、20,000円以下の場合	支払った金額×1/2+5,000円																					
20,000円を超える場合	一律15,000円																					
寄附金控除	平成21年度分以後は税額控除となる(次ページ参照)	(令和4年中に支出した特定の寄附金の総額又は総所得金額の40%のいずれか少ない金額)－2千円																				

●税額控除

〈税源移譲の実施に伴い新設された制度〉

＊調整控除（平成19年度分の住民税から適用）

基礎控除や扶養控除などの人的控除額（9ページ参照）は、所得税より住民税の方が低く定められているため、同じ収入を有していても、課税所得金額は住民税の方が大きくなります。このため、税源移譲に伴い、単純に住民税の税率を引き上げ、所得税の税率を引き下げた場合、負担増が生じることになります。「調整控除」は、この人的控除額の差に基づき生じる負担増を調整するため、住民税から下表の額を控除するものです。

区 分	控 除 額
合計課税所得金額 200万円以下の場合	①または②のいずれか少ない金額の5%（県民税2%、市民税3%） ① 人的控除額の差の合計額 ② 合計課税所得金額
合計課税所得金額 200万円超の場合	{人的控除額の差の合計額－（合計課税所得金額－200万円）} ×5%（県民税2%、市民税3%） ※この金額が2,500円未満の場合は、2,500円とします。

＊住宅ローン控除（平成22年度分の住民税から適用）

政府が実施する生活対策の一つとして、平成21年度の税制改正で新たに創設された制度です。前年度の所得税において住宅ローン控除の適用がある方で、所得税における住宅ローン控除額が所得税額より大きく、所得税から控除しきれない額が生じる場合には、その額を翌年度分の住民税から控除するものです。

対象者	控除額
平成21年1月1日から平成26年3月31日までに入居した方	①または②のいずれか少ない金額 ①前年の所得税の住宅ローン控除額のうち、所得税において控除しきれなかった金額 ②前年分の所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じた額（97,500円が限度）
平成26年4月1日から令和3年12月31日までに入居した方	①または②のいずれか少ない金額 ①前年の所得税の住宅ローン控除額のうち、所得税において控除しきれなかった金額 ②前年分の所得税の課税総所得金額等の額に7%を乗じた額（136,500円が限度）
令和4年1月1日から令和7年12月31日までに入居した方	①または②のいずれか少ない金額 ①前年の所得税の住宅ローン控除額のうち、所得税において控除しきれなかった金額 ②前年分の所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じた額（97,500円が限度）

（注）市町村への申告は不要です。ただし、確定申告や年末調整により、所得税の住宅ローン控除を受けるための手続きは必要です。

〈その他の税額控除〉

寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除などがあります。

＊寄附金税額控除（平成21年度分の住民税から適用）

都道府県・市区町村等に対する寄附金のうち、2,000円を超える部分について、住民税額から控除するものです。

個人県民税の寄附金税額控除の対象寄附金	
1	総務大臣の指定を受けた都道府県・市区町村に対する寄附金（いわゆる「ふるさと納税」）
2	茨城県共同募金会及び日本赤十字社茨城県支部に対する寄附金
3	茨城県県税条例で指定されている寄附金 →所得税の寄附金控除の対象寄附金（①財務大臣が指定した寄附金②特定公益増進法人（独立行政法人、公益社団・財団法人、学校法人（所轄庁の証明を受けているもの）、社会福祉法人、更生保護法人）に対する寄附金③特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭④認定NPO法人に対する寄附金）のうち、次に掲げるもの (1) 県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対する寄附金 (2) 茨城県知事又は茨城県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行うものとされた公益信託の信託財産とするために支出した金銭 (3) 県内に従たる事務所のみ有する学校法人及び社会福祉法人に対する寄附金
個人県民税の寄附金税額控除の控除額の算出方法等	
総務大臣の指定を受けた都道府県・市区町村に対する（ふるさと納税）は、次の1と2の合計額を税額から控除。それ以外の寄附金は、次の1のみを税額から控除。 1（寄附金額－2,000円）×4%（市町村民税は6%） 2（寄附金額－2,000円）×（90%－所得税の税率（復興特別所得税含む）×5分の2（市町村民税は5分の3） ※ 1の寄附額は、総所得金額の30%を限度 ※ 2の額は、個人住民税所得割額（調整控除額控除後の額）の2割を限度	

（注）寄附金税額控除の適用を受けるためには、所得税の確定申告をする必要があります。なお、一定の条件を満たす給与所得者等の方を対象として、確定申告を不要とする「ふるさと納税ワンストップ特例制度」があります。詳しくは茨城県総務部税務課ホームページをご覧ください。

●パートと税金

令和4年中のパート収入	パートをした本人に税金がかかるかどうか		パートをした方の配偶者の所得から配偶者控除が受けられるかどうか	
	住民税所得割	所得税	住民税	所得税
100万円以下	かからない	かからない	受けられる	受けられる
100万円超 103万円以下	かかる			
103万円超			かかる	受けられない

(注) 住民税均等割は、市町村によって税金がかかる収入が異なります(7ページ参照)ので、お住まいの市町村の住民税担当課にお問い合わせください。

計算してみましょう

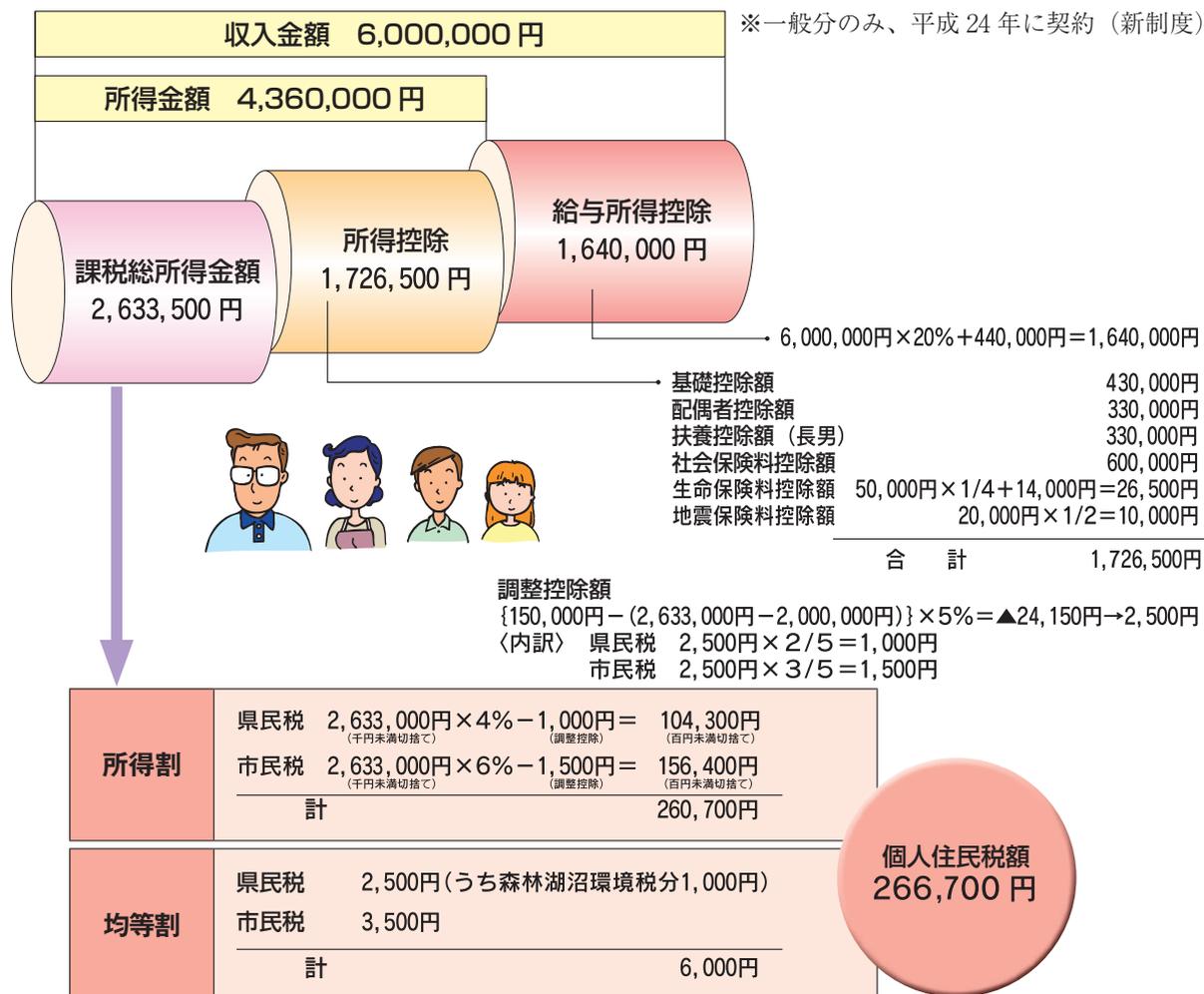
個人住民税の計算例

水戸市に住む4人家族の個人住民税(県民税・市町村民税)は、いくらになるでしょう。

(家族構成)

(令和4年中の収支等)

本人	サラリーマン	収入	6,000,000円
妻	専業主婦	社会保険料	600,000円
子(長男)	高校2年生(17才)	生命保険料	50,000円※
子(長女)	中学3年生(15才)	地震保険料	20,000円



(この計算例は、令和5年4月1日現在の法律に基づいて作成したものです。)